

# 特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

## (収入に関する事項)

### ・不動産所得

収入金額 5,000,000円  
所得金額 3,000,000円

## (所得控除に関する事項)

### ・社会保険料控除

支払った国民健康保険料の金額 300,000円

### ・上場株式等の配当等

収入金額 1,050,000,000円  
源泉徴収税額 160,807,500円

※租税特別措置法第8条の5及び第37条の11の5に規定する確定申告不要制度の対象となるものとする。

## 【特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書】

### 特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書

#### — 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置 —

○ この計算書は、租税特別措置法第41条の19の特例の対象とされる、申告する年の1年間に生じた全ての所得金額が3.3億円を超える方が使用します。

なお、特例の適用の有無は、所得の種類やその金額又は控除の金額等に応じて異なりますので、この計算書の各欄及び書き方に沿って特例の適用判定を行い、適用がある場合は税額を計算をします。

(令和 7年分)

氏名

国税 太郎

#### 1 基準所得金額の計算

総合課税の所得金額の計 (申告書第一表⑪欄に記載しようとする金額) (※1)		① (赤字のときは0) 3,000,000
分離課税の所得金額	短期譲渡	一般分 (申告書第三表②欄に記載しようとする金額) 軽減分 (申告書第三表③欄に記載しようとする金額)
	長期譲渡	一般分 (申告書第三表④欄に記載しようとする金額)
	特定譲渡	特定分 (申告書第三表⑤欄に記載しようとする金額)
	軽課課	軽課分 (申告書第三表⑥欄に記載しようとする金額)
一般株式等の譲渡		一般株式等の譲渡 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額) (※2)
上場株式等の譲渡		上場株式等の譲渡 (申告書第三表⑧欄に記載しようとする金額) (※1, 2)
上場株式等の配当等		上場株式等の配当等 (申告書第三表⑨欄に記載しようとする金額) (※1, 2)
先物取引		先物取引 (申告書第三表⑩欄に記載しようとする金額) (※2)
山林所得金額		山林所得金額 (申告書第三表⑪欄に記載しようとする金額)
退職所得金額		退職所得金額 (申告書第三表⑫欄に記載しようとする金額)
基準所得金額		基準所得金額 (①から⑪までの合計額) (※1)

※1 租税特別措置法第8条の5及び第37条の11の5に規定する確定申告不要制度（以下「申告不要制度」といいます。）を適用して、確定申告に含めないことを選択しようとする所得がある場合でも、その金額を加算した合計額を書いてください。

※2 本年分で差し引く繰越損失額（申告書第三表④, ⑤, ⑥欄に記載される金額）がある場合には、申告書第三表④欄から⑥欄までの金額から繰越損失額を差し引いた後の金額を書いてください。

※3 計算の結果、赤字となる場合特例の適用はありません（0の場合も同様です。）。この欄以下の計算は不要です。そのため、申告書は本特例の適用を考慮せず計算した金額に基づいて書いてください。

#### 2 特例適用判定・税額の計算

特例適用判定	⑬ - 3.3億円 (※3)	⑭ (千円未満の端数切捨て) 723,000.000
	⑭ × 22.5%	⑮ 162,675,000
	通常の「所得税及び復興特別所得税の額」	⑯ 92,911
	申告不要制度を適用しようとする所得に係る源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）	⑰ 160,807,500
	租税特別措置法第41条の19の基準所得税額（⑯ + ⑰）	⑱ 160,900,411
	⑮ - ⑯ (※3)	⑯ 1,774,589
税額の計算	特例適用の場合の所得税の額（申告書第一表⑪欄の金額）	⑰ 157,672,500
	⑰ × 2.1%	⑱ 3,311,122
	（申告不要制度を適用しないで計算した）租税特別措置法第41条の19の基準所得税額（⑰ + ⑱）	⑲ 160,983,622
	⑯ - ⑰ (※3)	⑲ 1,691,378
	⑰ + ⑲	⑳ 159,363,878

左記「通常の」とは、※1の申告不要制度を適用し、確定申告に含めないことを選択しようとする所得がある場合はその所得を除いて計算される所得税額及び復興特別所得税の額をいいます。上記に基づき計算した場合、申告書第一表の⑪欄に相当する金額です。

※1の申告不要制度を適用しないで計算します。

第一表⑪欄に  
記入

申告書第一表の「税金の計算」欄の⑪欄に転記します。

○ 計算の結果、⑩欄が黒字となる場合は特例の適用がありますので、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の19」と書いてください。この計算書を使用した場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

# 特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

【第一表】

○○ 税務署長		令和〇七 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 確定 申告書		F A 2 2 0 5	
納税地	○○市△△町X-XX-X	個人番号 (マイナンバー)	XXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	生年 月日	3 5. 11. 16
現在の住所 又は 居所 事業所等			フリガナ	コクセイ イタロウ	
氏名	国税 太郎				
令和〇七 年分 の申 告	同上		商業 不動産賃貸業	場所・路線 世帯主の氏名 国税 太郎	世帯主との続柄 本人
振替郵便希望	種類	青色	○	損失	修正
収入 金額 等	事業等	区分	ア	特権の 表示	特権 番号
	農業	区分	イ		
	不動産	区分	ウ	5 0 0 0 0 0 0	
	配当	区分	エ		
	給与	区分	オ		
	公的年金等	区分	カ		
	業務	区分	キ		
	その他	区分	ク		
	総合 累計渡 渡	区分			
	短期	区分	ケ		
	長期	区分	コ		
	一時	区分	サ		
所 得 金 額 等	事業等	区分	①		
	農業	区分	②		
	不動産	区分	③	3 0 0 0 0 0 0	
	利子	区分	④		
	配当	区分	⑤		
	給与	区分	⑥		
	公的年金等	区分	⑦		
	業務	区分	⑧		
	その他	区分	⑨		
	⑦から⑨までの計	区分	⑩		
	総合 累計渡 渡	区分	⑪		
	合計	区分	⑫	3 0 0 0 0 0 0	
所得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除	区分	⑬	3 0 0 0 0	
	小規模企業共済等掛金控除	区分	⑭		
	生命保険料控除	区分	⑮		
	地震保険料控除	区分	⑯		
	寄附、ひとり懸念金控除	区分	⑰	0 0 0 0	
	勤労学生、障害者控除	区分	⑯	0 0 0 0	
	配偶者控除	区分	⑯	0 0 0 0	
	扶養控除	区分	⑯	0 0 0 0	
	特定親族控除	区分	⑯	0 0 0 0	
	基礎控除	区分	⑯	0 0 0 0	
	⑯から⑯までの計	区分	⑯	3 0 0 0 0 0	
	雑損控除	区分	⑯		
	医療費控除	区分	⑯		
	寄附金控除	区分	⑯		
	合計	区分	⑯	3 0 0 0 0 0	
税 金 の 算 算	課税される所得金額 (⑬-⑯) 又は 第三表 上の⑬に対する税額 又は 第三表の⑯	区分	⑯	0 0 0	
	配当控除	区分	⑯	1 5 7 6 7 2 5 0 0	
	金 の 計 算	区分	⑯	0 0 0	
	税 金 の 算 算	区分	⑯	0 0 0	
	災害減免額	区分	⑯	1 5 7 6 7 2 5 0 0	
	再差引所済税額(基礎所得控除 (⑬-⑯))	区分	⑯	1 5 9 3 6 3 8 7 8	
	復興特別所得税額 (⑯×2.1%)	区分	⑯	3 3 4 6 6 4 1	
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑯+⑯)	区分	⑯	1 6 2 7 1 0 5 1 9	
	国外税額控除等	区分	⑯		
	源泉徴収税額	区分	⑯	1 6 0 8 0 7 5 0 0	
	申告納税額 (⑯-⑯-⑯)	区分	⑯	1 9 0 3 0 0 0	
	予定期納税額 (第1期分・第2期分)	区分	⑯		
	第3期分の税額 (⑯-⑯)	区分	⑯	1 9 0 3 0 0 0	
	納める税金 (⑯-⑯)	区分	⑯		
	修正前第3期分の税額 還付の場合は還付額を記載	区分	⑯		
	第3期分の税額の増加額	区分	⑯	0 0 0	
税 金 の 算 算	修正中告	区分	⑯		
	公的年金等以外の 合計所得金額	区分	⑯		
	配偶者の合計所得金額	区分	⑯		
	専従者給与控除額の合計額	区分	⑯		
	青色申告特別控除額	区分	⑯		
	その他	区分	⑯		
	公的年金等の源泉徴収税額の合計額	区分	⑯		
	未納付の源泉徴収税額	区分	⑯		
	本年分で差し引く基準控除額	区分	⑯		
	平均課税対象金額	区分	⑯		
	支給・臨時所得金額	区分	⑯		
	申告期間までに納付する金額	区分	⑯	0 0 0	
延納	還受付され る取 扱 場 所 の 申 公 金 受 取 口 座 整 理 欄	区分	⑯		

計算書④欄の  
金額を転記

又は⑯の記入をお  
忘れなく。

本特例の適用があることで、各種控除の適用要件である合計所得金額を超えることとなった場合、当該控除の適用はありません。  
(本設例では、本特例を適用した結果、合計所得金額が2,500万円を超えるため、基礎控除の適用はありません。)

## 特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

## 【第二表】

# 令和〇七 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

F A 2 3 0 5

○○市△△町X-XX-X  
所号  
コクゼイ タロウ  
ガナ  
国税 太郎  
住所  
フリ名  
氏

#### ○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
配当	株式等の配当	〇〇証券〇〇支店	円 1,050,000,000	円 160,807,500

④9 源泉徴収税額の合計額 160,807,500 円

### ○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

### ○配偶者や親族に関する事項 (20~24、35、40)

本特例の適用がある場合は、「措法41の19」と記入します。

## ○ 事業専従者に関する事項 (58)

事業専従者の氏名	個人番号

## ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金所得に係る住民税の特別徵収	自
	円	円	円	円	○	△
退職所得のある配偶者、親族の氏名		個人番号				
		□	□	□	□	□
事業税	非課税所得など		番号	所得額	円	損益通算の特不動産
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					事業用資産の課
上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居者の氏名、住所		氏名	住所	国外		国外

保険料等の種類		支払保険料等の計		うち年末調整等以外	
(13)(14) 社会保険料控除	国民健康保険	円	300,000	円	300,000
(15) 生命保険料控除	新生命保険料	円		円	
	旧生命保険料				
	新個人年金保険料				
	旧個人年金保険料				
	介護医療保険料				
(16) 地料震保険除	地震保険料	円		円	
	旧長期損害保険料				
本人に関する事項 (17)～(20)	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者	特別障害者
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		<input type="checkbox"/> 年調以外かつ 専修学校等		
○ 雜損控除に関する事項(27)					
損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類など	
損害金額	円	保険金などの 償填される 額	円	差引損失額の うち火災関連 支出の金額	円
○ 寄附金控除に関する事項(29)					
寄附先の 名稱等			寄附金		円
特例適用 条文等	措法41の19				

第二表 (新昌) 甲子用

卷之三十一

國民手金張貪斗<sup>フ</sup>主合<sup>ハ</sup>貪<sup>ハ</sup>斗<sup>フ</sup>の玄<sup>ム</sup>正<sup>ム</sup>書<sup>フ</sup>よ<sup>ハ</sup>百<sup>ハ</sup>吉<sup>シ</sup>書<sup>フ</sup>ニ<sup>ハ</sup>寸<sup>ハ</sup>ノ<sup>ハ</sup>ナ<sup>ハ</sup>レ<sup>ハ</sup>よ<sup>ハ</sup>つ<sup>ハ</sup>、書<sup>フ</sup>貢<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>辰<sup>ハ</sup>寸<sup>ハ</sup>書<sup>フ</sup>貢<sup>ハ</sup>氏<sup>ム</sup>よ<sup>ハ</sup>ニ<sup>ハ</sup>占<sup>フ</sup>つ<sup>ハ</sup>ニ<sup>ハ</sup>レ<sup>ハ</sup>よ<sup>ハ</sup>。

# 特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

## 【第三表】

### 令和 07 年分の 所得税及びの 確定 申告書 (分離課税用)

F A 2 4 0 1

第三表

(令和七年分用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

住 所 番 号 フリ キ ナ ル	○○市△△町X-XX-X コクゼイ タロウ 国税 太郎	整 理 番 号 一 通 番 号					
(単位は円)		特 例 適 用 条 文					
取 入 金 額	短 期 譲 渡	一 般 分 ⑥	法	特 例	適 用	条 文	項 号
	長 期 譲 渡	輕 減 分 ⑦	所 法	対応 分	法	の	項 号
	特 定 分 ⑧	所 法	対応 分	の	項 号		
	輕 課 分 ⑨	所 法	対応 分	の	項 号		
	一般株式等の譲渡 ⑩	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0	所 法	対応 分	の	項 号	
	上場株式等の譲渡 ⑪		所 法	対応 分	の	項 号	
	上場株式等の配当等 ⑫		所 法	対応 分	の	項 号	
	先 物 取 引 ⑬		所 法	対応 分	の	項 号	
	山 林 ⑭		所 法	対応 分	の	項 号	
	退 職 ⑮		所 法	対応 分	の	項 号	
所 得 金 額	短 期 譲 渡	一 般 分 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯	1 7 2 5 0 0		
	長 期 譲 渡	輕 減 分 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯			
	特 定 分 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	輕 課 分 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	一般株式等の譲渡 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯	1 5 7 5 0 0 0 0 0			
	上場株式等の譲渡 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	上場株式等の配当等 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	先 物 取 引 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	山 林 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
	退 職 ⑯	税 金 の 計 算	⑯ 対応 分 ⑯				
(単位は円)		⑯ から ⑯ までの合計 (申告書第一表の金に該当)	⑯ 対応 分 ⑯	1 5 7 6 7 2 5 0 0			
税 金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑯)	1 2 3 0 0 0 0 0 0	そ の 他	本特例の適用がある場合、 確定申告不要制度の適用は できませんので、全ての所得 を記入する必要があります。	控除額		
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑯)	1 3 0 0 0 0 0 0	株 式 等	本年分の⑯から 差し引く課税所得 翌年以後に繰り越される	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 2 7 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
	⑯ 対応 分 ⑯	1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0	そ の 他	⑯ 対応 分 ⑯	1 9 5 0 0 0 0 0		
(単位は円)		差引金額の合計額 ⑯	1 0 0				
(単位は円)		特別控除額の合計額 ⑯	1 0 0				
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項							
上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額 ⑯							
○ 退職所得に関する事項							
区 分	収 入 金 額	退 職 所 得 控 除 額					
一 般		円	円				
短 期							
特 定							
整 理 棚	A	B	C	申告等年月日			
	D	E	F	通 算			
	取 得 金 額	資 本	入 力		特 别 期 間		
	資 本	資 本	申 告 分 期				
	資 本	資 本	申 告 分 期				
	資 本	資 本	申 告 分 期				
	資 本	資 本	申 告 分 期				